

日本集中治療医学会認定集中治療科指導医制度に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、「日本集中治療医学会」という）は、学会認定専門医研修施設、機構認定専門医研修施設及び学会認定集中治療施設において、集中治療科専門医として診療、研究、教育に長年携わった経験を有し、若手医師、専門医の診療・研究活動を指導するのに相応しいと認定された者に対し、日本集中治療医学会認定集中治療科指導医（以下、「学会認定指導医」という）と称する資格を付与することを目的として、日本集中治療医学会認定集中治療科指導医制度（以下、「学会認定指導医制度」という）を設ける。

第2章 制度の運用

(学会認定集中治療科指導医制度委員会)

第2条 日本集中治療医学会は、学会認定指導医制度を適正、かつ、円滑な運用をはかるために、学会認定集中治療科指導医制度委員会（以下、「学会認定指導医制度委員会」という）を設置する。

(委員会の構成と構成員の任期)

第3条 学会認定指導医制度委員会は、本学会の理事長、専門医制度・審査委員会の委員長及び担当理事によって構成される。

- 2 学会認定指導医制度委員会の構成員の任期は、理事長、専門医制度・審査委員会の委員長及び担当理事、それぞれの任期が適用される。

(委員会の役割)

第4条 学会認定指導医制度委員会は、認定及び更新に関する業務を担当するとともに、規則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第3章 申請の資格

(学会認定指導医の要件)

第5条 学会認定指導医の認定を得ようとする者は、申請時に次の各項に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本集中治療医学会の会員であること
- 2) 10月1日時点で満60歳以上であること
- 3) 60歳の時点で集中治療科専門医であること
- 4) 集中治療科専門医を2回以上更新していること
- 5) 申請年の9月30日から過去5年間のうちに日本集中治療医学会学術集会に出席をしていること
(年次学術集会2回以上、支部学術集会1回以上)

第4章 審査および認定

（新規申請の時期）

第6条 学会認定指導医の認定を得ようとする者は、定められた申請期間（10月1日～31日）に手続きを行わなければならない。

（委員会による審査）

第7条 学会認定指導医制度委員会は、毎年1回審査を行い、その結果を理事長に報告する。

（認定証の交付）

第8条 理事長は、学会認定指導医制度委員会の審査の結果、学会認定指導医として適格と認めたものを、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

（認定の有効期間）

第9条 認定の有効期間は交付の日から5年とする。

第5章 認定の更新

（更新手続き）

第10条 引き続き学会認定指導医の認定を得ようとする者は、定められた申請期間（10月1日～31日）に手続きを行わなければならない。

（認定更新の要件）

第11条 学会認定指導医の認定の更新を得ようとする者は、申請年の9月30日から過去5年間のうちに日本集中治療医学会学術集会に出席をしている必要がある。（年次学術集会2回以上、支部学術集会1回以上）

（委員会による審査）

第12条 学会認定指導医制度委員会は、毎年1回、学会認定指導医更新申請を審査し、その結果を理事長に報告する。

（認定証の交付）

第13条 理事長は、学会認定指導医制度委員会が更新審査の結果、学会認定指導医として適格と認めたものを、理事会の議を経て認定し、新たに認定証書を交付する。

第6章 認定の喪失および取り消し

(認定の喪失)

第14条 学会認定指導医は次の各項の理由によりその認定を喪失する。

- 1) 学会認定指導医が自ら辞退したとき
- 2) 日本集中治療医学会会員の資格を喪失したとき
- 3) 学会認定指導医の更新手続きが行われなかったとき
- 4) 学会認定指導医の更新手続きの要件を満たさなかったとき

(認定の取り消し)

第15条 学会認定指導医として不適格と認められたとき、理事長は学会認定指導医制度委員会、理事会の議を経て、学会認定指導医の認定を取り消すことができる。

第7章 学会認定指導医の認定に係る費用

(審査料および登録料)

第16条 学会認定指導医の新規申請または更新には、以下の費用が必要である。

新規に学会認定指導医の認定申請した者が、認定証の交付を得るための登録料	20,000円(消費税別)
学会認定指導医が、認定の更新を得るために更新申請をする際の審査料	20,000円(消費税別)

第8章 補則

(規則の改定)

第17条 この規則は学会認定指導医制度委員会、理事会の議を経て改定することができる。

(附則)

この規則は、2026年3月4日より施行する。